

群馬司法書士新聞

発行所 群馬司法書士会
 発行人 高橋 徹 編集人 西川 正 2014年1月10日発行・No.27

震災対策
 特別号

県外避難者の悩み ～迫られる決断、帰還か移住か？～



写真は、平成25年8月にJR常磐線双葉駅を訪れた際に撮影したものである。双葉駅構内にある新聞販売コーナーには、今もあの日の新聞が置かれたままで、時計の針が止まったままであることを如実に物語っている。

福島では、震災関連死が直接死の数を上回ったとの報道もなされた。今なお、震災のまっただ中にあることのあらわれであろう。これを裏付けるように、震災から1000日を超えた現在でも、約5万人に上る市民が、福島県を離れて県外での避難生活を続けている。これら県外避難者の悩みを追った。

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故から2年9ヶ月が経過し、3回目の年越しを迎えましたが、福島県の発表によれば、未だにおよそ5万人もの市民の方々が、福島県外での避難生活を続けています（5ページ表参照）。

その多くの人たちは、福島県に帰還すべきか、帰るとしてもいつ帰るのか、はたまた福島県外に移住するのか、移住するとしてもどこに住むのか、転職しなければならないのか、その場合の家族の生活をどう支えるのか、様々な悩みを抱えながら避難生活を続けています。

今回、帰還を決断した人、移住を決断した人それぞれからお話を伺うことができましたので、この紙面上でご紹介します。

（なお、個人の特定を防ぐために、若干の脚色を加えてあります）

南相馬市に帰還を決断したAさんのお話し「やはり不安はあります」

私たちは、原発事故当時、南相馬市で夫と小学生の娘、それに義父母と三世代同居で生活をしていました。事故後、避難所（小学校の体育館）に避難しましたが、避難所で知り合ったおばさんから「あなたは、子どもがいるんだから、ここにいちゃダメ。逃げなさい」と言われ、その声に押されるように、小学生の娘を連れ、夜通し車を運転して、親戚を頼って埼玉県に避難しました。混乱のさなかで、夫には埼玉県に来るまで避難することを伝えられませんでした。私が避難したあとも、夫は仕事の関係で義父母とともに南相馬市に残っていて、そこから家族別々での生活が始まりました。

約2年間、避難生活をしていましたが、夫に「もう線量も高くないし、帰ってこい」と言われ、平成25年4月に南相馬市の自宅に戻りました。でも、一番の理由は、このままでは家族が本当にバラバラになってしまうと思ったからです。

これまで、埼玉に避難しているときにも、家族を置いて自分だけが逃げてきてしまったという後ろめたさは常にありました。だから、南相馬市に戻るときも、身勝手に自分だけ逃げておいて、まわりの人は、こんな自分をどう思うんだろうか、今までどおりに受け入れてもらえるんだろうか、すごく不安でした。それでも、戻ってみると、周りの人たちも今までどおりに接してくれて、それはとても有り難かったですね。

でもやっぱり、目に見えない放射能は不安です。将来、何年後か分からないけれども、娘に健康被害が出てしまったら、果たして自分は親として責任を取ることができるんだろうか、今でも、自分の「戻る」という判断は正しかったのか、悩んでないと言ったらウソになります。

郡山市からの移住を決断したBさんのお話し「天秤にはかけられない」

私は、妻と中学生の娘、小学生の息子と4人で郡山市で暮らしていました。私たちの住んでいたあたりは郡山市の中でも比較的に線量の高い地域です。それで、妻と子供たちは放射能の不安から、事故後半年ほど経ったときに、群馬県に避難しました。私は、仕事の都合もあったので郡山市に残り、家族でありながら、夫婦別々での生活となりました。

妻と子どもたちが避難したあとは、なるべく家族で一緒に過ごす時間を作ろうと思って、できるだけ休みの日には妻と子供たちに会いに群馬県の避難先まで行くようにしていました。でも、体もきついし、高速代やガソリン代もかかるし、最初は毎週だったのが、そのうちに2週間に一度、1ヶ月に一度となって、1年もすると2~3ヶ月に一度くらいになっちゃいましたね。

それから約2年間、夫婦別々の二重生活をしていましたけれども、平成25年9月に、会社を辞めて、妻と子どもたちが暮らす群馬県に引っ越すことにしました。家族と一緒に暮らすためにはそれしかないと思いましたが、自分が悪いわけじゃないのにそれまで永年勤めた会社を辞めることに躊躇がなかったわけではありません。これからも福島で生きていかなければならない職場の同僚にも、なんだか悪い気もしました。

でも考えてみて下さい。自分の財産と、子供たちの健康や命とを天秤にかけることができますか。そんなのどっちが大切なのか、答えはひとつしかないのですから、はじめから天秤にかけること自体が間違っていると私は思います。

なかなか思うような仕事が見つかりませんが、これから群馬で生きていくために、今は頑張って仕事を探しています。

双葉町からの移住を決断したCさんのお話し「何でここで寝てるんだろう」

原発事故が起こるまでは、双葉町で息子夫婦と同居し、毎日、孫の顔を見ながら、平穏に暮らしていました。双葉町は、海が近いから、夏も涼しいし、冬も寒くないし、気候も穏やかで、魚も美味しいし、とてもいいところです。だけど、原発事故で避難しなくちゃならなくなって、群馬県で暮らしていた弟を頼って夫婦で避難しました。息子夫婦は新潟県に避難したので、それまで当たり前のように毎日見ていた孫の顔も見られません。

国や県は、いつか帰還できるというふうに言うけれども、自分はもう家には帰れないと思ったんで、すぐに群馬県で家を探しはじめて、その年の暮れには、中古住宅を購入しました。自分はもう仕事をリタイアしていたこともあるでしょう

が、県外に避難した中では、早くに帰らない、移住するということを決めたほうかもしれませんね。

だんだんと群馬県での生活にも慣れてきて、今は、夫婦水入らずで、あちこちに出かけては趣味のスケッチに没頭する生活をしています。

でもね、夜、布団に入りながら、ふと思うことがあるんです。「ここどこだ？ オレ、何でここで寝てるんだろう？ オレの家はここじゃねえんだよな」って。やっぱり、ふるさとが一番なんですよ。

双葉町にいたときは同居していた息子は、避難先の新潟県で仕事を見つけました。これからも息子たちは、新潟県で暮らしていくんだと思います。だから、もう、息子たちと一緒に住むことはできないでしょうね。孫の顔もたまにしか見れないし、寂しいですよ。

今回、ご紹介するこの3名の方たちは、これまでにそれぞれの決断をして前を向いて、新たな人生を歩み始めています。しかし、実際には、県外避難を続ける多くの方々は、どちらとも決めかねているのが現状でしょう。筆者が話を伺った方の中でも、「いつまでも家族バラバラで生活するわけにはいかないよね」と何度も家族で話し合ったけれども、堂々巡りの話にしかならず、どうするか結論はまだまだ出すことができていないという方が大勢いらっしゃいます。今でも、およそ5万人の市民の方々が県外避難を続けているという数字が、このことを表しているのではないのでしょうか。

また、長く夫婦別々での避難生活を続けていたけれども、いわき市やあるいは郡山市、相馬市などに自宅を購入したのを機に、県外に避難していた妻と子どもが福島県に戻り、家族での生活を再開するという例も多いと耳にします。

いずれの決断をするにしても、それぞれのご家族の抱える事情はまちまちで、そう簡単なことではありません。仕事のこと、子どもの学校のこと、病院のこと、放射能の問題、これまで築いてきた人間関係などなど、数え上げればきりがありません。それでも、どんなに悔しくても、どんなに残念でも、事故前の福島に帰ることはできないのですから、いずれかのタイミングで何らかの決断をしなければならぬこともまた事実です。

(西川 正)

福島県から県外への避難状況

調査時点：平成25年12月12日(木)

復興庁からのデータ提供：平成25年12月24日(火)

地方名	都道府県	A 避難所 (公民館、 学校等)	B 旅館・ ホテル	C その他 (親族・ 知人宅等)	D 住宅等 (公営、仮設、 民間、病院含む)	合計
北海道	北海道			260	1,428	1,688
東北	青森			244	229	473
	岩手			150	396	546
	宮城			1,005	1,498	2,503
	秋田			231	563	794
	山形			457	5,413	5,870
関東	福島					
	茨城			576	3,185	3,761
	栃木			544	2,388	2,932
	群馬			201	1,271	1,472
	埼玉	11			2,862	2,873
	千葉			2,825	519	3,344
	東京			1,438	5,160	6,598
中部	神奈川				2,149	2,149
	新潟			224	4,464	4,688
	富山			24	186	210
	石川			32	272	304
	福井			37	159	196
	山梨			119	566	685
	長野			94	830	924
	岐阜			53	162	215
	静岡			190	561	751
	愛知			88	665	753
	近畿	三重			70	150
滋賀				125	80	205
京都				160	491	651
大阪				87	557	644
兵庫				138	402	540
奈良				46	51	97
和歌山				13	26	39
中国	鳥取			21	101	122
	島根			14	88	102
	岡山			103	217	320
	広島			90	166	256
	山口			23	63	86
四国	徳島			3	37	40
	香川			3	47	50
	愛媛			59	30	89
	高知			29	24	53
九州	福岡			58	279	337
	佐賀			7	97	104
	長崎			18	67	85
	熊本			41	67	108
	大分			8	118	126
	宮崎			36	101	137
鹿児島			25	101	126	
沖縄	沖縄			20	658	678
合計		11		9,989	38,944	48,944

※復興庁「震災による避難者の避難場所別人数調査」のうち福島県分を抽出。

(福島県HPより転載)

シリーズ 踏み出す！ (2)

福島県の中通りにある大玉村には、原発事故で富岡町から避難してきた住民のための応急仮設住宅がある。安達太良応急仮設住宅だ。現在、約208戸、194世帯が居住している。その仮設住宅の隣接地に今、復興住宅（災害公営住宅）の建設計画が進んでいる。

帰還か移住かと、これからの生活を、一人ひとりが自分で考え決断していかなければならない中、住民自らの意思で、将来の暮らしに向けてひとつの方向性を探り、その実現に向けて活動している自治会の例は少ないだろう。

そこで、安達太良応急仮設住宅の鎌田自治会長他2名の役員の方々から、これまでの経緯をお聞きした。

○応急仮設住宅の入居期限と復興住宅

応急仮設住宅の入居期限は、当初2年間とされていた。しかし、現在の復興状況の遅れを踏まえて、平成27年3月末まで延長された。同時に、民間賃貸住宅を使った「みなし仮設」の入居期限も平成27年3月末まで延長された。さらに、先日の報道によれば、同年4月以降は、代替的な住宅の確保などの状況を踏まえて適切に対応するとし、入居期限の再延長も視野に入れていとされる。

入居期間の延長、再延長は、被災者の住宅確保という意味では、意義深い。しかし、応急仮設住宅の耐久性や、被災者の方の心と体が長期の仮設暮らしに耐えられるのだろうかという疑問に対して、入居期間を延長するのみでは答えにならないことは明らかだ。

ひとつの解決手段として、復興住宅の建設がある。被災者の方が、「もっと恒常的な住まいが欲しい。もっと快適な居住空間が欲しい」と願うのは率直な要求であろう。その要望に答える形で、国・県・自治体の

主導で復興住宅の建設計画が、進んでいる。大玉村の復興住宅の建設計画もその一部だ。



鎌田自治会長(右)と自治会役員のみなさん

○復興住宅建設の要望

安達太良応急仮設住宅の自治会が、その隣接地に自分たちが住む復興住宅を建設したいという要望を国、福島県、富岡町に提出し、それが実現に向かっている。

「富岡町大玉村出張所だより」平成25年4月号は、3月30日に開催された同自治会の総会で、災害復興住宅建設に対する意見が数多く出されたと伝えている。記事には、総会の模様と、鎌田自治会長の「仮設住宅の住民の一部から、大玉村内に復興住宅を

建設して欲しいという声があり、根本復興大臣に、大玉村に災害復興住宅建設の要望書を提出した」との報告と写真が載せられている。

○復興住宅建設のための住民意向調査

大玉村安達太良仮設住宅には、現在208戸、194世帯が居住している。その住民を対象に、自治会では、復興住宅建設のために住民の意向調査を記名式で2回行っている。

一回目は3月。調査の目的は、これから大玉村に住む希望があるか否かを知るため、その結果、住むことを希望したのは80戸（約100回答）であった。

2回目は5月。「大玉村に建設する復興住宅に住む希望」があるか否かを調査の対象にした。その結果、83戸（約100回答）が復興住宅への入居を希望し、17戸は住まない意向を示したとのことである。どちらの調査も回答率は50%で約半数の戸からは回答を得られなかった。

鎌田会長は話す。「回答のない50%、約100世帯の人たちが、これからどうするのか心配だ。大玉村に復興住宅が出来て、住民の一部が移り住んだ後、仮設に住み続けている人たちは将来に向かってどう決断するのだろうか。行政はちゃんとフォローしてくれるのだろうか。とにかく、意志を表明されない50%の人たちが、今何を思っているのか全くわからない。取り越し苦労かもしれないが、先行きを考えると様々な問題が起こる様な気がする」。

何故回答がないのか、それとも回答できないのか、2年半もの過酷な仮設住宅生活が原因で精神的に疲れ果てているのか。家族や仕事、お金や賠償問題など様々なことが絡み合っ、まだ決められないのだろうか。実相はブラックボックスの中だ。



大玉村の復興住宅建設予定地

○建設計画の概要

自治会から伺った具体的な建設計画の概要は、次のとおりである。なお、富岡町から取材した話も一部加えてある。

建設場所は、大玉村にある安達太良応急仮設住宅4区画のうち、必要がなくなったため取壊された2区画の跡地で、現在の仮設住宅に隣接している。建設は大玉村がする。それは、地元業者をなるべく使いたいから、ということだった。

建設戸数は、約65世帯分で、費用の8分の1は大玉村が負担し、8分の7は県と国で負担する（復興庁が県に交付するコミュニティ復活交付金を活用）。なお、5月に自治会が行った調査では83戸が復興住宅への入居を希望したが、8月に富岡町が実施した住民意向調査では、約60世帯の住民が復興住宅に入居したい意向を示した。83戸が記名で住む意向を示したのだから、復興住宅はその数を基準にして欲しい旨の自治会の申し入れにも関わらず、建設計画では65世帯分の建設予定となったとのことであった。

この件に関して、富岡町役場の担当は、自治会調査から少し時間が経っており、その間、他に土地を購入し仮設住宅を離れた人や、生活設計が変わった人もいること、また、建設のスピードも重要だということで、この建設数で自治会も了解していると

コメントしている。これに対し、自治会では、これから先、復興住宅に住む希望の住民が出てきたら追加工事を要請したいと述べている。

建築形態は平家建て、2階建て、および2戸1棟型（メゾネット方式）があり、大きさは3LDK 2階建てを主に考えているとのことである。戸建てにすることは、自治会が要望したとのことであった。自治会では、建設図面が出来た段階で事前にその内容を開示してもらい、計画に対して不足や改善点があれば町に対して要望を出す予定とのことである。

自治会では、平成27年3月までの完成を希望していたが、大玉村が10月21日に開いた村議会で、来年度（平成26年度）中の着工・完成を目標に災害公営住宅の整備を進めていくことに決定したとの報道がなされた。

○これからの生活を考える

この自治会では、いち早く見守隊による巡回や、高齢者の安否確認のための黄色い旗活動（旗を目印とした一人暮らしの高齢者の方の安否確認）等を行い、孤立や孤独死をできるだけ防ごうと様々な活動を行ってきた。



自治会で収穫した稲を天日干し

集会場には、大玉村の人々との様々な交流の写真、自治会で借りた田の田植え風景

の写真などが飾られている。収穫したもち米で、餅つき大会をやった話も聞いた。私たちがお話を伺った集会所の道路の反対側の仮設の一面に皆で刈ったという脱穀前の稲が干してあったのが印象的であった。

幸いと言うべきか、復興住宅は、仮設住宅の隣接地に建設される。それゆえ、今ある自治会ないしコミュニティを維持することも出来なくはない。継続して仮設に入居されている方たちとの交流も、しばらくは今と同じように出来るかも知れない。

仮設住宅の入居期限は平成27年3月まで延長された。しかし、何時までも住めるわけではない。事実、仮設住宅の基礎に打ち込んである丸太は、足で蹴飛ばすとグラグラと揺れるという。仮の住宅の耐用年数はそう長くはない。仮設住宅はいずれ出なければならぬのだ。決断を先延ばしにすることは、自らの人生設計の決断を先送りすることでもあるのではないだろうか。

復興住宅に入居を希望する人たちも、その思いは様々であろう。帰還するか移住して別のところに家を建てるまでの仮の住まいと考えるかもしれないし、他の家族の生活計画が決まるまでの、とりあえずの住いと考えているかも知れない。一方、復興住宅を終の棲家と思う人もいよう。

年齢の比較的若い人たち、高齢の方、思いはそれぞれであれ、彼らがこれからの人生に向かって一步を踏み出す、踏み出そうとしていることは間違いない

同じ仮設住宅に2年半共に生活を送って来た人たちが、まもなく移る人と残る人に分かれ、それぞれの道を歩み始める。しかし、どちらに進むにしろ、元の生活を取り戻すための道は長い。苦悩は続かざるを得ないのだろうか。

（櫻井裕、石川鐵雄）

原発ADR和解事例の紹介

南相馬市の津波犠牲者の 遺族と東電が和解

原発事故被害者支援司法書士団が相談を受け団員が受託し、原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介（原発ADR）を申し立てた事案で、平成25年10月、津波犠牲者の遺族と東電との和解が成立したので、ここに紹介します。

事案の概要

この事案は、津波犠牲者の遺族が、原発事故により、津波で行方不明になった家族を速やかに捜索できなかったこと、及び、慰霊行為（後に死亡が確認された）を妨げられたことに対する精神的な損害の慰謝料の請求につき、原発ADRを申し立てていた和解仲介手続きで、申立人等は、東日本大震災後の3月16日、南相馬市長の一時避難の要請により、避難所等に避難したことにより、愛すべき妻であり母であり子である肉親が行方不明になった折、申立人等が肉親として当然行うべき捜索活動や慰霊行為を、原発事故により行えなかったことで申立人等が精神的な損害を受けたとして、東電に損害賠償を求めている事案である。

東電は答弁書で、原発事故との間に相当因果関係を認めることは困難であると主張したが、損害賠償を認めた原子力損害賠償紛争解決センターの和解案に最終的に合意した。

以下は、申立人である夫が提出した陳述書及び最終的に合意した和解契約書の要旨である。

陳 述 書

私と私の家族の平成23年3月11日から同年4月1日までの事実経過と私の心情を以下のとおり陳述いたします。

（事実関係）

3月11日

東日本大震災。自宅は津波により流失。母と息子の無事は確認できたが、妻の行方がわからず、市内の避難所を探し回りました。その時点では妻が津波に吞まれたとは、私を含め誰も思っていませんでした。その日は母の実家に泊めてもらいましたが、その夜、

大地震と津波で自宅一面が海とつながり湖になったような光景を見て、そして何よりも大事な妻の安否がはっきりしなかったのでとても不安な夜でした。

3月12日

福島第一原発1号機爆発。

その日は朝から昨夜行った避難所や新たに設けられた避難所に行き、安否確認名簿や避難者でごった返す中、妻は避難所の何処かにいるんだと信じて探し回りましたが、その日も手がかりはありませんでした。テレビでは津波により多数死者がいると報道され始め、私自身も「まさか妻も」と一瞬頭をよぎりましたが、まだ何処かに生きていと家族全員信じていました。

3月13日

私と息子はその日も妻の行方を探していました。すると妻が働いていた会社の上司が自宅にいると聞き、妻の3月11日の足取りを聞くために、その上司の自宅に行きました。妻が行方不明であることを言うと、上司は、その日の15時20分頃、妻が職場から自宅に戻ったと言われ、その時、妻は津波に呑まれたかもしれないと思い、とても言い表せない感情になりました。その日原発3号機が爆発しましたが、私達家族は妻のことでいっばいで、それどころではありませんでした。

3月14日

妻が自宅に戻ったとわかってからは、まだ海水が引けていない瓦礫の中を探し、乗っていた車らしいものを見つけては妻がいないか確認しました。その光景は地獄そのものでした。第一原発3号機水素爆発。その日は原町区の原町高等学校に設けられた遺体安置所に行ったが妻はいませんでした。最悪の状態を思いつつも妻の生存を家族は信じていました。

3月15日

瓦礫の中の搜索と安置所を行ったり来たりしていました。第一原発2号機で爆発。4号機原子炉建屋で出火。第一原発の半径20から30キロの住民に屋内退避指示が出て、それを原町高校の遺体安置所の駐車場にいる時に、市の防災無線で聞きました。情報が錯綜していたのか、数分後には誤報だったと放送されたかと思うと、また屋内退避とのこと。その時に居た原町高校は、完全に30キロ圏内でした。息を止めながら安置所がある体育館に走りました。

3月16日

南相馬市長が市民に対し、一時避難を要請。妻を早く見つけたい心境と、一人息子を見えない放射能から守らなければ、という間に心が揺れていました。妻がこの場にいたら

やはり未来ある息子を危険な場所に置いておくはずがないと思いました。そしてその日のうちにお世話になっていた母の実家の家族と車2台で一旦は福島方面に向かいました。しかし、途中はぐれてその日は2家族ともまた母の実家に戻って来ました。後になって、妻が自衛隊により発見されたのはこの日だったことが判りました。何もかもが行き違いでした。原発事故のせいで。

3月17日

私達家族は、南相馬市から福島市内の避難所に避難しました。私は妻に対して申し訳なく思いながらも、妻も誰かと一緒に避難しているかも知れないと信じ、まだ希望は持ち続けていました。

3月18日から22日

妻を探しに南相馬市に戻るため、車にガソリンを入れたかったが、原発事故の影響でガソリンが福島に入って来ず、自分の無力感に襲われながら、毎晩涙を流していました。その期間も原発は修羅場と化していました。

3月23日

朝5時から3時間近く待って、やっとガソリンを入れることが出来、その足で息子と2人南相馬に向かいました。南相馬に着くと、初めに遺体安置所に向かいました。遺体の数が多いため、遺体安置所は原町高校から相馬農業高校に変わっていました。私は（多分息子も同じだと思う）ここに妻はいないで欲しいと願っていました。しかしその時はとうとうやって来ました。警察の人に最初に壁に貼ってある写真を確認してと言われました。その写真は遺体の写真でした。中には痛みが激しく目を覆うものもありました。すると妻らしい写真を見つけてしまいました。私と息子は声を失いました。二人とも放心状態でした。そしてやっと妻に会えると思ったら、さらなる追い打ちが待ちました。妻は火葬されていました。いつ火葬されたのか聞くと、前日の22日に火葬されたということでした。その後のことは、あまりにもショックでよく覚えていません。また写真だけの確認では身元判明したとはいえないとのことで、DNA鑑定をするため息子の唾液を採取しました。そのため遺骨を引き取ることもできないまま避難先の福島市に戻りました。

3月24日から31日

避難所の中で、妻に対しての申し訳なさや絶望感、そして現実を受け入れられず、まるで夢のなかにいる様な不思議な感覚、そして原発事故が起きなかったら妻を私達が茶毘に付すことが出来たかと思うと、東京電力には例えようのない怒りがこみ上げてきました。

4月1日

避難所での新聞を見ていると南相馬の妻が通っていた歯科医院が再開したとのっていたので、私はすぐに福島から南相馬に向かい、その歯科医院に事情を説明し、妻のデンタルチャートを頂き、警察に向かって照会した結果、妻の身元がはっきりしました。そして安置されているお寺に行き、小さな骨壺に入った妻を抱きしめながら何度も謝り続けました。

(心情)

私の心情としては、何よりも妻に対して申し訳ない気持ちしかありません。それは、助けてやれなかったこと。原発事故により妻の捜索がままならず、避難を強いられ、妻にさよならを言えなかったこと。見送る事ができなかったこと。そして今なお仕事にも付かず立ち直れないこと。正直死んでしまおうかと思うのは日常的であり、遺体安置所で見た妻の写真が頭から離れません。とてもツライです。毎日、無力感、絶望。そして妻に会いたいです。会って謝りたいです。そして出会ってから20年間ありがとうと言いたいです。そのことを奪った原発事故。東京電力に精神的損害の賠償を請求します。

上記の通り陳述します。

和解契約書（要旨）

和解金額

1. 被申立人（東京電力）は、申立人A（夫）に対し、和解金として***円の支払い義務があることを認める。

(内訳)

- ①生命・身体的損害（通院交通費、通院慰謝料、その他費用） ***円
- ②精神的損害（ただし、〇〇死亡に関する精神的苦痛に限る） ***円

2. 被申立人（東京電力）は、申立人B（子）に対し、上記②の和解金として***円の支払い義務があることを認める。

3. 被申立人（東京電力）は、申立人C（義母）に対し、和解金として***円の支払い義務があることを認める。

(内訳)

- ①精神的損害（ただし、〇〇死亡に関する精神的苦痛に限る） ***円

②精神的損害（ただし、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的損害に限る） ＊＊＊円（※）

※筆者注：申立人Cが、ABが仮設住宅に入居した後もBの通学のため避難所（旅館）に継続して居住していたことに対する損害賠償



申立人家族が住んでいた地域。住宅地も津波により一面の草原と化している。はるかに原町火力発電所を望める。

同様の和解は、福島県浪江町の津波で家族を失った遺族会374人が申し立てた原発ADRでも合意されている。報道によれば、和解総額は約2億9000万円。津波犠牲者の遺族が集団で東電と和解するのは初めてのケースである。

個人のADR事例で、警戒区域内で、長期間、捜索収容活動を行うことが困難な状況下で遺族に対しての損害賠償を認めた和解事例もある。

今回、上記の事例と異なり、第一原発から30kmを超える津波被害地で起きた同様な状況でも損害賠償の対象になるという判断がされたことは意義深い。

（石川鐵雄）

連載コラム

現場に生きる

—被災司法書士のつぶやき— (3)

司法書士 渡辺和則

「コミュニティ」

福島第一原発事故から2年9ヶ月が経過した今、避難者は少し心の余裕ができてきたのだろうか？我々避難者がこの原発事故によって失ったものは一体何だったのか、この頃そういう議論をよく耳にするようになった。そしてその議論には、必ずと言っていいほど「コミュニティを失った」という話が出てくる。しかしこの「コミュニティを失った」という事柄はあまり外からは分かりにくく、理解されにくい事だというのも現実のようだ。このことは政府や国会ではほとんど論じられず、復興と言えば相変わらず旧来型の大手ゼネコン主導のトラックとブルドーザーによる形しか見えてきていない。

確かにこの原発事故によって、3・11以降、双葉郡8ヶ町村、7万人以上の規模の住民が避難し、住民は全国各地に散り散りに避難させられた。夫婦や親子はもちろん、親類、友人、学校、行政区やご近所の関係など、地域で育んできた人と人とのコミュニティがバラバラに壊れてしまった。そしてそこには地域のコ

ミュニティがなければ全く成り立たなくなる地域産業、地域企業が存在していたのも確かだ。

私を感じるに、その関係は一瞬にしてゼロになったということではなく、離れ離れになった距離と時間の経過とともに、徐々に徐々に薄れ、崩れていっているような印象がある。そして今もなお、薄れ続け、崩れ続けているのではないだろうか。

さて、「地域とのつながり、人と人とのつながりが無くなってしまった・・・」「元通りに戻してほしい・・・」そう思っていた避難者も2年9ヶ月経った今はどうだろうか？借り上げ住宅では当初からあまり人と人との接点がなく、今ではむしろ地域の中でひっそりと生活したいと望む人が多いように思う。また仮設住宅では同じ町民同士の繋がりでも以前と同じような地域コミュニティではないため、人間関係が煩わしくなり嫌になっている人も少なくない。「連絡の取れている親しい間柄の人間関係さえあれば十分だ」「干渉しないでくれ」という声も多い。また、嫁姑関係から解放され、あ

るいは反りの合わないご近所関係から離れ、もう二度と元には戻りたくないという人さえ少なくない。

コミュニティを避難前の状態に、100%元通りになることは不可能である。例え、避難前と同じように全員が元通りに戻り、元通りに生活できるようになったとしても、前と同じようなコミュニティ、同じような人間関係、同じ町にはならないだろう。時の流れとともに人それぞれ違う考え方、違う心境の変化を辿り、違う道、違う人生を歩み始めたのである。それを好むと好まざるとに関わらず。

今の時期、財物賠償が徐々に進み、新たに住居を求め、新たな生活を歩み始めた人も増え始めている。いよいよ「避難」という境遇から抜け出し、心機一転新しい生活を始めたいと思う人が増え始めているようだ。新たな地に身を落ち着け、そこで仕事を始め、そこで学校に通い、それぞれの家庭がそれぞれの地で根を張り始めている。そして新しいコミュニティを築き始めている。その地で何とか未来を築こうとしているのである。ともすれば、「故郷へ帰ろう」「元通りに戻してほしい」という、ついこの間まで

当たり前に考えていた思いでさえ、今では後ろ向きのように感じる人も多いのではないだろうか。避難している窮状、その困り事、失ったものを探る作業がマイナスな事に感じる人も多いようだ。早く区切りを付けて生活再建に踏み出したいと誰もが考えている。

時の経過とともに心境はどんどん変化している。それは悪いことではない。その心境の変化は前向きに歩いていきたいという心の表れで、真の「心の復興」を始めている表れだと思う。そんな空気をひしひしと感じている今日この頃である。皆様は今どう感じているだろうか？

略歴

渡辺和則（わたなべ かずのり）

昭和49年生まれ。福島県司法書士会会員。福島県双葉郡富岡町出身。

平成17年、富岡町にて司法書士行政書士渡辺和則事務所を開業。

福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされ、現在はいわき市に仮事務所を置き、多くの避難者の相談にあたっている。

**群馬司法書士新聞震災対策特別号のバックナンバーは
群馬司法書士会ホームページで見ることができます。**

第1号から掲載されています。是非ご覧下さい。

司法書士 被災者支援ホットライン

フリーダイヤル

**0120-313-633****(通話料無料)****月～金曜日(祝日を除く) 午後1時～午後4時****群馬司法書士会**

＊ ブログにアクセスしてください ＊

原発事故被害者支援司法書士団のブログが開設されました。
避難者の皆様に有益な情報が掲載されています。是非アクセス
してください。月に1300件ほどのアクセスがあり好評を博して
います。今後も原発事故に関する情報を提供し続けていきます。
よろしく願いいたします。アクセス先は下記の通りです。

「原発損害とこれからの生活を考える」

で検索をするか blog.livedoor.jp/genpatudan/ にアクセスして
ください。

皆様方の訪問をお待ちしております。